

総務省組織規則の一部を改正する省令案の概要

1 改正理由

総務省の所掌事務の円滑な遂行を図るため、令和8年度機構・定員査定の結果等を踏まえ、総務省組織規則（平成13年総務省令第1号）の一部を改正する。

本改正は、情報流通行政局参事官の時限到来による廃止に伴い、情報流通行政局内所掌事務変更等を行うものである。

2 改正内容

局名等	改正内容	改正条文
情報流通行政局	参事官（1）（時限到来廃止）による情報活用支援室の所掌事務変更	第45条
—	削除表記の修正	目次 第88条～第183条 第237条～第248条

3 公布日

令和8年3月31日

4 施行期日

令和8年4月1日